

吉野川市農業委員会総会議事録  
(令和5年5月)

1. 開催日時 令和5年5月25日(木)  
午後1時30分から午後2時30分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 18人

会 長	5番	大久保	光	江
会長職務代理者	12番	真 相	広	也
副会長	2番	山 口	博	史
	14番	近 藤		清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南 蘭 惠志		

4. 欠席委員 1人

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿本惠庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 16人 ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第19号 農地法の適用を受けない土地の証明願について
- 第5 報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について
- 第6 報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 第7 報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 尾西稔生  
局長補佐 原田裕充  
主査 森本佑治

## 8. 議事進行

事務局

定刻が参りましたので、ただ今から、令和5年5月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は、7番 安部委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。

本日の出席委員は、19名中、18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、感染予防の観点から、今回、出席をご遠慮頂いております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。

会 長

(会長挨拶)

議 長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、1番、松本委員、4番、原田委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、  
議第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件  
議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 9件  
議第19号 農地法の適用を受けない土地の証明願について 1件  
報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について  
報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について  
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について  
でございます。

議 長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議 長 それでは、議第17号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

まず最初に、議第17号1番の、売買による所有権の移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。3筆でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字殿原、地目は台帳、現況ともに畑、合計面積は、997㎡です。譲渡人自身は、現在耕作はしておらず、譲受人への売買で話がまとまったようでございます。譲受人は会社を営する傍ら、自作地13,680㎡で、主に米とすだちやしきびを栽培しており、申請地では、米を増反することを考えているようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番、江本です。詳細は、今、事務局から説明があったとおりでございます。別に問題はないと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第17号1番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第17号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第17号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、山川町堤内、地目は、台帳、現況共に畑、面積は233㎡です。譲渡人3名は、申請地を相続により取得しましたが、耕作は行っていませんでした。譲受人は、現在、市外在住ですが、申請地に隣接する宅地と空き家も譲渡人から併せて購入し、取得後は住所を本市に

移す予定とのことです。農地では、自家消費目的で大根、玉ねぎ、じゃがいも、ナスを作付け予定とのことです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、9番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番 　9番、川端です。いま、事務局から説明があったとおりで、何も問題ないと思います。申請地には雑草がたくさん生えており、隣に建っている空き家に移住されるということなので、管理もしやすく、よかったなと思っております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第17号2番の、売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第17号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 　異議なしということでございますので、議第17号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 　続きまして、3番の使用貸借権の設定、4番の営農型太陽光発電施設における空中地上権の設定についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 　3番及び4番を一括して説明いたします。議案書は1頁と2頁になります。位置図については、資料3です。

まず、概略説明をいたします。この3条許可申請の2件と後ほど議第18号9番において説明いたします5条許可申請の1件が1組の案件となっております。

これらは、3番及び4番の貸人所有の農地3筆において、支柱を立てて、その上部に太陽光パネルを設置し、売電事業を展開しながら、パネルの下部で営農を続ける営農型太陽光発電事業の許可申請でございます。

それでは、3番の説明をいたします。3筆ございます。申請地の所在は、山川町石堂、地目は、台帳、現況共に畑及び田、合計面積は2,464㎡です。貸人は県外で生活しており、農業をすることが出来ず、申請地は耕作放棄地となっております。今回、太陽光パネル下の農地に使用貸借権を設定し、借人は、サカキを育成するとのことです。農業法人でありま

す借人は、市内の営農型太陽光発電施設においてブルーベリー栽培の実績がございます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利設定の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。

次に4番の説明となります。議案書は2頁です。申請地は3番と同じです。農地上に太陽光パネルを設置するための区分地上権の設定でございます。面積は、営農型太陽光発電施設投影面積の申請ですので、3筆の合計面積は、2,464㎡の内997.25㎡でございます。

借人は、太陽光発電施設の運営を行っている市内業者で、貸人と今回の地上権設定について同意が得られていることから、同時に5条許可が得られることが条件ではありますが、本申請についても許可すべきものと思われま。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 　10番、原です。先日、現地調査をしたところ、申請地は現在、一面に草が生えていますが、隣地では既に太陽光パネルの下でサカキを栽培しているところがございます。今回も周辺に迷惑をかけることなく設置していただければ大丈夫だろうと思っています。また、鹿がとにかく多いところなので、管理をしっかりやって欲しいと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第17号3番の使用貸借権の設定、4番の営農型太陽光発電施設における空中地上権の設定につきましては、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第17号3番及び4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　異議なしということでございますので、議第17号3番及び4番につきましては、許可することに決定いたしました。

議 長 　次に、議第18号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

それでは1番から3番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、4番の、売買による資材置場への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料4です。

申請地の所在は、鴨島町山路字東寺谷、地目は、台帳、現況共に田、合計面積は1,069㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル252枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金850万円を予定しています。

土地の造成については、不陸整正後、転圧の上、防草シートを施工する予定です。土地の境界には、既設擁壁や土羽があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から0.5m以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

事務局

2番でございます。2筆でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は、鴨島町山路字日ノ浦、地目は、台帳、現況共に田、合計面積は1,007㎡でございます。農用地区分は、農用地区域から除外された第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル226枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力(株)へ売電する計画です。事業費は借入資金1,030万円を予定しています。

土地の造成については、不陸整正後、転圧の上、防草シートを施工する予定です。土地の境界には、既設擁壁や土羽があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から0.5m以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われま

す。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われま

事務局

3番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は、鴨島町山路字坂口、地目は、台帳、現況共に田、面積は331㎡でございます。農用地区分は、農用地区域から除外された第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル104枚、パワコン6台、発電出力33.0kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金500万円を予定しています。

土地の造成については、不陸整正後、転圧の上、防草シートを施工する予定です。土地の境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から0.5m以上離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

事務局

4番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、鴨島町山路字東野、地目は、台帳が山林、現況が畑、面積は999㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

申請地は、近隣の方が無償で一部を借り受け家庭菜園として利用していますが、大部分は山林、非農地の状態です。譲受人は、申請地近くの建材会社の役員であり、資材置場用地として申請地を購入し、会社へ無償で貸し付ける予定です。

計画概要は、家庭菜園部分を整地する以外は現状のまま利用することです。排水は雨水のみで地下浸透となり、周辺への影響は現状と変わらないと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、4番、原田委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

4番

4番、原田でございます。現地調査は22日に行いました。1番から3番についてですが、譲渡人はご高齢で後継者もおらず、借りてくれる人を探したようなのですが、条件がなかなか折り合わず、耕作放棄地に近い状態でありましたが、今回、太陽光発電業者に売却するという事で話がまとまったようでございます。これにつきまして周辺農地に与える悪影響はないというふうに考えておりますので、問題ないと思っております。それから、4番についても、譲渡人がご高齢で維持管理に困難をきたしておりましたが、今回、資材置場として購入したいと申し出があったので話がまとまったとのことです。現状のまま使われるとのことなので何ら問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第18号1番から3番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請及び4番の売買による資材置場への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長

質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第18号1番から4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第18号1番から4番につきましては許可することに決定いたしました。

議長

続きますして5番から7番の、売買による資材置場等への転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

5番でございます。2筆でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字広畑、地目は、台帳、現況、共に田、合計面積は1,281㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、申請地を相続しましたが、市外在住で自ら耕作する予定はありません。譲受人は申請地の隣地にあるタイヤ販売店の役員であり、車両置場及び資材置場の用地を探していたところ、譲渡人との間で売買の話がまとまったとのことでございます。購入後は、タイヤ販売店へ車両置場及び資材置場として賃貸する予定です。

計画概要は、擁壁の無い部分については新たな擁壁を施工することにより隣地への土砂等の流出を防いだ上で、山土・砕石で30cm程度造成、店舗からの進入路として坂路を設ける予定です。事業費は、自己資金500万円を予定しています。

雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

事務局

6番でございます。3筆でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字中筋、地目は、台帳が畑、現況が畑及び田、合計面積は1,275㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、県外在住で農地の管理に困っており、譲受人に相談したところ、売買の話がまとまったようでございます。譲受人は、市内の法人で、事業拡大中である市内のグループ会社へ資材置場として申請地を貸し付けることになるそうです。

計画概要は、山土で整地、転圧後に10cm程砕石を敷き上げます。境界は、既設擁壁、ブロック塀等があるため、土砂等の流出はありません。事業費は、自己資金25万円を予定しています。

雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

事務局

7番でございます。3筆でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、鴨島町西麻植字檀ノ原、地目は、台帳、現況、共に田、面積は2,092㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人、譲受人は、6番と同一で、こちらは業務用車両の駐車場として転用後、先ほどのグループ会社に貸し付ける予定です。

計画概要も6番と同様で、山土で整地、転圧後に10cm程砕石を敷き上げます。境界は、既設擁壁、フェンスがあるため、土砂等の流出はありません。事業費は、自己資金50万円を予定しています。

雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。また、西尾土地改良区からは、該当す

る農地について、今回の転用を承認する旨の意見書が提出されています。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今の説明に関連して、11番、江本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 　11番、江本でございます。まず、5番ですが、タイヤ販売店に出入りする業務用車両の駐車スペースが手狭であり、一度に複数台の車両が来た時は店に入れず、待機する場所もない。そこで、北側の土地を購入し駐車場とすることで話がまとまったようです。特に問題ないと思われます。  
6番と7番ですが、耕作していない農地を、市内業者の事業拡大にともない必要となった資材置場と駐車場に転用することによって、現地確認の結果からも、別段支障はないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第18号5番から7番の、売買による資材置場等への転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 　質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第18号5番から7番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 　異議なしということでございますので、議第18号5番から7番につきましては許可することに決定致しました。

議 長 　続きまして8番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、9番の、使用貸借権の設定による営農型太陽光発電施設のための一時転用申請でございます。なお、9番につきましては、議第17号の3番及び4番と関連しており、第一種農地における営農型太陽光発電施設関係により、徳島県農業会議への諮問案件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 　8番でございます。位置図については、資料9です。  
申請地の所在は、山川町季邦、地目は、台帳、現況、共に田、面積は2,370㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第3種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル240枚、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力(株)へ売電する計画です。事業費は自己資金1,300万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、年3回以上草を刈る予定です。境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm以上離して設

置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。また、川田東土地改良区からは、周辺農地に悪影響を与えないことを条件に、今回の転用を承認する旨の意見書が提出されています。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。

9番でございます。議第17号の3番及び4番と関連しており、営農型太陽光発電施設設置のための支柱部分の使用貸借権設定による一時転用申請でございます。

申請地の所在は、議第17号の3番及び4番と同じく山川町石堂、位置図については、資料3です。

3筆の一時転用申請面積は2,464㎡の内、支柱129本分の面積0.57㎡でございます。農用地区分は、農用地区域内農地の、第1種農地でございます。

また、一時転用期間でございますが、耕作放棄地ではありますが、耕作者がサカキを今回初めて栽培することから3年以内が妥当だと考えております。

計画概要は、太陽光パネルが合計466枚で、パワコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を3カ所設け、発生した電力を四国電力(株)へ売電する計画です。パネル高については、最下部高2m以上を確保しています。事業費は借入資金3,284万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで、境界には、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。また、川俣土地改良区からは、今回の転用を承認する旨の意見書が提出されています。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長           ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番           10番、原でございます。8番ですが、北側にある進入路の道幅がせまいのが少し気になりますが、周辺農地に影響が出ないように、太陽光パネルの設置場所や草刈りなどを考えてくれるということなので大丈夫かと思えます。9番も特に問題ないと思えます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長           ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第18号8番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、9番の、使用貸借権の設定による営農型太陽光発電施設のための一時転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第18号8番、9番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第18号8番、9番につきましては許可することに決定いたしました。なお、9番につきましては、徳島県農業会議へ諮問致します。

議 長 次に、議第19号、農地法の適用を受けない土地の証明願についてで、ございます。  
1番の、非農地証明願でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第19号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。

議案書の6頁をご覧ください。

従前は農地であった土地のうち、農地法第4条又は農地法第5条の許可を受けてはいないが、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、人為的な転用行為が行われてから既に20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能又は著しく困難であり、農地行政上支障がないと認められるなどの場合、非農地証明書の交付を受けることができるものです。

1番でございます。2筆でございます。位置図については資料2です。

所在は、山川町堤内、地目は台帳が畑、現況は宅地、合計面積は345㎡でございます。先ほどの議第17号2番の申請地の隣地となります。

申請人の申告では、相続で申請地を引き継ぎましたが、昭和60年12月に、堤内23番2に家屋が新築され、南に接する23番3と一体で宅地として利用しており現在に至っています。当時は、農地法の趣旨もよく理解していなかったため、事後になりましたが、今回、土地と家屋を売買するにあたって非農地証明願いでの手続を行うことになったようでございます。

申請人より提出された、平成15年4月6日に撮影された航空写真により、申請地に建物が建設されていること、該当する家屋が昭和60年12月25日新築として登記されていること、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、9番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9番 9番、川端です。現地調査をした結果、何も問題ないと思われれます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第19号1番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第19号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第19号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 次に、  
報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について、  
報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、  
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、  
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地法第5条第1項の規定による許可の取消届について、をご報告致します。  
議案書の7頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料10です。

取消届出地の所在は、山川町川田、地目は、台帳が畑、現況が田、面積は515㎡でございます。本件は、令和3年9月1日付け農地法第5条の規定による許可を得ていましたが、令和4年10月11日に、取消願いが提出され、取消理由、契約の解除により、許可の取消しを行ったものでございます。令和4年10月13日付けで、許可の取消に係る通知書を送付致しました。

○報告事項(2)農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、をご報告致します。

この件につきましては、市街化区域内の農地または採草放牧地について、転用目的で権利を設定し、または移動する場合にはあらかじめ農業委員会へ届け出なければならないこととなっております。

議案書の8頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料11です。

所在は、鴨島町喜来字出口、地目は、台帳、現況共に、畑、合計面積は57㎡でございます。転用後は、隣接宅地と一体利用するそうです。令和5年5月10日に届出が提出され、同日で受理、令和5年5月16日にその旨を通知しました。

○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の9頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、3件6筆でございます。

内訳と致しまして、利用権設定の賃貸借権の合意解約が1件3筆、残存小作権の賃貸借権の合意解約が1件1筆、利用権設定の使用貸借権の合意解約が1件2筆、でございます。

以上でございます。

議 長 報告事項(1)から(3)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。  
最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局 ○農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について  
○農業委員・農地利用最適化推進委員の令和4年度最適化活動の点検評価について

議 長 それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。  
委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。  
以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 (終了時刻 午後2時30分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記